

29水管第2334号  
平成29年11月29日

水産政策審議会  
会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について（諮問第291号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

## 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案の概要

### 1 現行制度の概要

- (1) かつお・まぐろ類については、インド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）等の地域漁業管理機関において、水産資源の保存管理に必要な措置（以下「保存管理措置」という。）を採択しており、加盟国は保存管理措置の履行を担保しなければならないこととされている。
- (2) 我が国が加盟している地域漁業管理機関が採択した保存管理措置については、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等について定めている指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）等において規定することにより、その履行を担保しているところである。

### 2 改正の趣旨及び内容

#### (1) IOTC管轄水域における集魚灯を用いた操業の禁止

第20回IOTC年次会合（平成28年5月開催）において、インド洋における大中型まき網漁業の集魚灯を用いた操業の禁止を内容とする保存管理措置が採択（発効は平成30年1月1日）されたことから、指定省令別表第2を改正し、IOTC管轄水域における集魚灯を用いた操業を禁止する旨の規定を設けることとする。

なお、現在でも集魚灯付きの集魚装置を用いた操業が禁止されているが、集魚灯を用いた操業の禁止に包含されるため、現在禁止されている「集魚灯付きの集魚装置」を「集魚灯」に改正する形で規定することとする。

#### (2) IOTC管轄水域において採捕したさめのヒレの切り離し禁止

第21回IOTC年次会合（平成29年5月開催）において、インド洋において採捕したさめの船上におけるヒレの切り離し禁止（冷凍保存するさめを除く。）を内容とする保存管理措置が採択（発効は平成29年10月3日）された。我が国では、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業が対象となることから、指定省令第60条の2の2を改正し、IOTC管轄水域において採捕されたさめのヒレの切り離しを禁止（冷凍保存するさめを除く。）する旨の規定を設けることとする（近海かつお・まぐろ漁業は指定省令第62条において第60条の2の2の規定を準用しており、特段の改正の必要はない。）。

なお、現在のところ、インド洋において、我が国の遠洋かつお・まぐろ漁業者及び近海かつお・まぐろ漁業者は、冷凍保存するさめを除き、さめのヒレの切り離しは行っていない。

### 3 施行日

平成30年1月1日

<今後のスケジュール>

公布 12月下旬

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

農林水産大臣 齋藤 健

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

(さめの魚体の所持等の制限)

第六十条の二の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならぬ。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 当該さめの全ての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二 当該さめ(インド洋協定海域において採捕したものに限り、船上において冷凍保存するものを除く。)を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さず所持すること。

三 当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものを陸揚げすること。

別表第二(第十七条関係)

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
(略)	(略)
大中型まき網漁業	一、十 集魚灯を使用してする大中型まき網漁業の操業は、インド洋協定海域において、禁止する。
(略)	(略)

改正前

(さめの魚体の所持等の制限)

第六十条の二の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならぬ。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 当該さめのすべての部分(頭部、内臓及び皮を除く。)を陸揚げまでの間、船上において所持すること。  
(新設)

二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを陸揚げすること。

別表第二(第十七条関係)

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
(略)	(略)
大中型まき網漁業	一、十 集魚灯付きの集魚装置を使用してする大中型まき網漁業の操業は、インド洋協定海域において、禁止する。
(略)	(略)

附 則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

# IOTC 決議 16/07 集魚灯の使用に関する決議（抜粋）

## RESOLUTION 16/07

### ON THE USE OF ARTIFICIAL LIGHTS TO ATTRACT FISH（抜粋）

ADOPTS, in accordance with paragraph 1 of Article IX of the IOTC Agreement, that:

1. Fishing vessels and other vessels including support, supply and auxiliary vessels flying the flag of an IOTC Contracting Party or Cooperating Non-Contracting Party (collectively CPCs) are prohibited from using, installing or operating surface or submerged artificial lights for the purpose of aggregating tuna and tuna-like species beyond territorial waters. The use of lights on DFADs is also already prohibited.
2. CPCs shall prohibit their flagged vessels from intentionally conducting fishing activities around or near any vessel or DFAD equipped with artificial lights for the purpose of attracting tuna and tuna-like species under the mandate of the IOTC and in the IOTC area of competence.
3. DFADs equipped with artificial lights, which are encountered by fishing vessels operating in the IOTC area of competence, should as far as possible be removed and brought back to port.
4. Notwithstanding paragraph 1, CPCs whose fishing vessels currently use such artificial lights for the purpose of aggregating tuna and tuna-like species may continue to allow such vessels to use such lights until 31st December 2017. The CPC that wishes to apply this provision shall so report to the Secretariat within 120 days after the adoption of this resolution.
5. Navigation lights and lights necessary to ensure safe working conditions are not affected by this resolution.
6. This Resolution supersedes Resolution 15/07 On the use of artificial lights to attract fish to drifting fish aggregating devices.

### 決議 16/07 集魚灯の使用に関する決議（抜粋） 仮訳

1. IOTC加盟国及び協力的非加盟国の漁船及びその他の船舶（補助船、供給船を含む）は、領海以遠において、かつお・まぐろ類を集める目的で海上又は海中における人工的な照明の使用又は設置を禁止される。漂流FADsへの照明の設置は既に禁止されている。
2. IOTC加盟国及び協力的非加盟国は、自国漁船がIOTC海域において、かつお・まぐろ類を集める目的で人工的な照明を備え付けた船舶又は漂流FADsの周辺で操業を行うことを禁止する。
3. IOTC海域で人工的な照明を備え付けた漂流FADsに遭遇した漁船は、可能な限り回収し、港に持ち帰ること。
4. パラ1にかかわらず、現在、かつお・まぐろ類を集める目的で当該照明を使用している加盟国及び協力的非加盟国の漁船については、2017年12月31日まで当該照明を使用して差し支えない。この規定の適用を希望する加盟国は、決議採択後120日以内に事務局に報告すること。※
5. 航海灯や作業の安全を確保するために必要となる照明は、当該決議の対象外とする。
6. 決議15/07「FADsに設置する集魚灯に関する決議」は廃止する。

※我が国は、期限内に事務局に報告済み。

# IOTC 決議 17/05 漁獲されたさめ類の保存に関する決議（抜粋）

## RESOLUTION 17/05

### ON THE CONSERVATION OF SHARKS CAUGHT IN ASSOCIATION WITH FISHERIES MANAGED BY IOTC（抜粋）

ADOPTS, in accordance with paragraph 1 of Article IX of the IOTC Agreement, that:

1. This measure shall apply to all fishing vessels flying the flag of a Contracting Party or Cooperating Non-Contracting Party (CPC) and on the IOTC Record of Authorised Vessels, or authorised to fish for tuna or tuna-like species managed by the IOTC.
2. CPCs shall take the necessary measures to require that their fishermen fully utilise their entire catches of sharks, with the exception of species prohibited by the IOTC. Full utilisation is defined as retention by the fishing vessel of all parts of the shark excepting head, guts and skins, to the point of first landing.
3. a) Sharks landed fresh: CPCs shall prohibit the removal of shark fins on board vessels. CPCs shall prohibit the landing, retention on-board, transshipment and carrying of shark fins which are not naturally attached to the shark carcass until the first point of landing.

### 決議 17/05 漁獲されたさめ類の保存に関する決議（抜粋） 仮訳

1. この措置は、IOTC加盟国及び協力的非加盟国の漁船並びに、IOTC許可船リスト掲載漁船又はIOTCによって管理されるまぐろ類を採捕することを許可された漁船に対し適用される。
2. IOTC加盟国及び協力的非加盟国は、IOTCが漁獲を禁止している魚種を除き、自国漁業者に対し漁獲したさめ類の完全利用を求めるために必要な措置を講じる。
3. a) 生鮮で陸揚げされるさめ類：IOTC加盟国及び協力的非加盟国は、船上におけるさめのヒレの切り離しを禁止する。また、IOTC加盟国及び協力的非加盟国は、最初の陸揚げまでの間、さめから切り離したヒレを陸揚げ、船上所持、転載及び運搬することを禁止する。